

オートチャージサービス取扱規則

制 定 2007年 2月 1日

最終改定 2018年 3月17日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、株式会社パスモ（以下「当社」という。）が定めたP A S M O取扱規則に基づいて定める規則であり、当社と会員契約を行った、P A S M O取扱規則に定める記名P A S M Oの使用者が、P A S M O鉄道事業者の自動改札機又は簡易改札機（以下あわせて「改札機」という。）による改札を受けて入場する際、および入場処理がされているものの出場処理されていないP A S M Oにより改札を受けて出場する際に、P A S M O内のバリュー残額が一定金額以下であるときに、オートチャージ設定情報が記録されたP A S M Oに対して当該改札機で一定金額を自動的にチャージし（以下このチャージを「オートチャージ」という。）、オートチャージした利用代金をクレジットカードで決済するサービス（以下これら一連のサービスを「オートチャージサービス」という。）その他オートチャージサービスに付帯するサービス（以下、オートチャージサービスと合わせて「オートチャージサービス等」という。）の内容と使用条件を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 P A S M Oにかかわる取扱いのうち、オートチャージサービス等にかかわる取扱いは、この規則の定めるところによる。この規則に定めのないP A S M Oの取扱いについては、P A S M O取扱規則の定めるところによる。

- 2 決済カードの取扱いについては、決済カードの規約の定めるところによる。
- 3 この規則が改定された場合、以後のオートチャージサービス等についての取扱いは、改定された規則の定めるところによる。
- 4 この規則及びこの規則に基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがある。

(用語の意義)

第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「会員」とは、当社とオートチャージサービスの提供にかかわる契約を結んだ、記名P A S M Oの使用者をいう。

- (2)「決済」とは、会員が決済カードにより利用代金を支払うことをいう。
 - (3)「決済カード」とは、オートチャージサービス等にかかわる利用代金が生じるごとに、当社への決済手段として使用するために登録したクレジットカードをいう。
 - (4)「オートチャージ設定情報」とは、オートチャージサービスを提供するために、記名P A S M Oに記録された情報をいう。
 - (5)「オートチャージP A S M O」とは、オートチャージ設定情報が記録された記名P A S M Oをいう。
 - (6)「新規設定P A S M O」とは、記名P A S M O発売時にオートチャージ設定情報を記録することにより、オートチャージP A S M Oにした新規P A S M Oをいう。
 - (7)「設定情報追加」とは、発売済の記名P A S M Oにオートチャージ設定情報を記録することにより、当該P A S M OをオートチャージP A S M Oにすることをいう。
 - (8)「実行判定金額」とは、改札機においてオートチャージ実行可否の判定をする金額をいう。
 - (9)「実行金額」とは、改札機においてオートチャージする金額をいう。
 - (10)「クイックチャージ」とは、会員が、決済カードで決済する条件で、P A S M O取扱事業者が定める特定の自動券売機等において、オートチャージP A S M Oにチャージすることをいう。
- 2 前各号に定めのない用語については、P A S M O取扱規則の定めるところによる。

第2章 オートチャージ会員契約

(会員登録と契約の成立)

第4条 オートチャージサービスの会員契約は、会員希望者が、この規則及びこれに基づいて定められた規程を承認かつ同意し、当社が定めた手続きに基づいて当社指定の申込箇所へ登録希望の申込みを行い、当社指定のクレジットカード会社が登録希望のあったクレジットカードを決済カードとして承認し、当社において、新規設定P A S M Oの発売のための会員登録手続きを完了したとき、又はP A S M O取扱事業者において設定情報追加の手続きを完了したときに、当社と会員の間において成立する。なお、クイックチャージは、オートチャージサービスの自動付帯サービスとする。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合、当社は会員希望者の会員登録を承認しない。この場合、会員希望者が申込みのために提出した書類は、当社が特に認めた場合を除き、返却しない。なお、本条に基づく会員希望者の不利益に対し、当社はその責めを負わない。
- (1) 申込み方法の誤りや、提出した書類への記入不足、記入不鮮明、提出書類不足、

その他申込みに不備があった場合

- (2) 会員希望者、記名P A S M Oの使用者、登録希望のあった決済カードの名義人が同一人でない場合、又は生年月日が一致しない場合
- (3) 登録希望のP A S M Oが無記名P A S M Oである場合
- (4) 登録希望のP A S M Oがオートチャージサービスの有効期限内、又は申込み時においてオートチャージサービスの有効期限到来による退会后6箇月以内のP A S M Oである場合
- (5) 登録希望のP A S M Oが一体型P A S M Oの場合で当該一体型P A S M O以外のクレジットカードを決済カードとする申込みの場合、又は登録希望の決済カードが一体型P A S M Oの場合で当該一体型P A S M O以外のP A S M Oへの設定情報追加を希望する申込みの場合
- (6) 登録希望の決済カードが当社指定のクレジットカードではない場合
- (7) 登録希望の決済カードがすでにオートチャージサービスの会員登録がされたクレジットカードである場合、又はP A S M Oの払いもどしを行った後の一体型P A S M Oである場合（一体型P A S M Oの移替えによる払いもどしの場合を含む。）
- (8) 登録希望の決済カードを取り扱うクレジットカード会社が、会員希望者のクレジットカードを決済カードとして承認しなかった場合
- (9) その他当社が会員希望者を会員とすることを不相当と判断した場合

（新規設定P A S M Oの契約の成立）

第5条 新規設定P A S M Oを発売する際の、記名P A S M Oの使用にかかわる契約は、P A S M O取扱規則にかかわらず、オートチャージサービスの会員登録が完了したときに、当社と記名P A S M Oの使用者の間において成立する。

（デポジットの收受方法）

第6条 新規設定P A S M O（一体型P A S M Oを除く。）を発売する際のデポジットは、決済カードから收受する。

（オートチャージ設定情報追加の登録）

第7条 当社所定の手続きにより設定情報追加の申込みを行い、当社から設定情報追加の手続きの通知を受けた会員希望者は、当該通知に記載された期限内に、オートチャージ設定情報を変更できるP A S M O鉄道事業者に当該通知を呈示して、記名P A S M Oへ設定情報追加を行わなければならない。

（オートチャージサービスの有効期限）

第8条 オートチャージサービスには有効期限を設定する。会員の有効期限は当社から通

知する。

- 2 会員の有効期限が到来する場合で、当社及び会員の決済カードを取り扱うクレジットカード会社が引続き会員と認める場合には、有効期限を更新する。更新の手続きは当社から通知する。
- 3 前項の通知を受けた会員は、有効期限が到来する前に、オートチャージ設定情報を変更できるPASM O鉄道事業者に当該通知を呈示して、更新の手続きを行わなければならない。
- 4 期限内に前項の更新の手続きを行わなかった会員は、有効期限の到来をもって退会となる。ただし、当社が特に認めた場合には、退会を取り消すことがある。
- 5 会員が第2項の更新を認められなかった場合、会員は有効期限の到来をもって退会となる。

(個人情報の取扱い)

第9条 会員希望者がオートチャージサービスの会員登録を申し込むときに申込書に記載した、又は決済カードを取り扱うクレジットカード会社が会員希望者から同意を得て当社へ提供した個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。)のうち、次の各号に掲げる個人情報は当社が管理する。

(1) 記名PASM Oにかかわる個人情報

(2) オートチャージPASM O又はオートチャージPASM Oにかかわる通知・案内の送付先住所、連絡先住所、連絡先電話番号、メールアドレス、決済カード番号・有効期限・決済カードのセキュリティコード、クレジットカード会社に登録の電話番号、及び会員希望者が提出した公的証明書等の書類の記載事項

2 当社は、取得した個人情報を、次の目的で利用する。

(1) 会員及び会員希望者の本人確認

(2) オートチャージサービス等にかかわる利用代金の決済

(3) 当社から会員へのオートチャージPASM O及びオートチャージPASM Oにかかわる通知・案内の送付

(4) 当社から会員及び会員希望者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認

(5) この規則に定めるところによるオートチャージサービス等にかかわるサービスの実施及び改善

3 前各項のほか、記名PASM Oに関して当社が取得した個人情報の取扱いは、PASM O取扱規則に定めるところによる。

(会員の退会)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合、会員は退会となる。

- (1) 会員の不在等により、新規設定P A S M Oを交付できなかった場合
 - (2) 会員がオートチャージサービスを解約できるP A S M O鉄道事業者に当該事業者が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等とP A S M Oを呈示してオートチャージサービスの解約を申請し、手続きが完了した場合
 - (3) 会員のオートチャージP A S M Oが失効した若しくは無効であったこと、又は払いもどされたことが判明した場合（一体型P A S M Oの移替えによる払いもどしの場合を含む。）
 - (4) 会員の決済カードが無効又は解約となったことが判明した場合
 - (5) 会員登録後に、会員の申込みが会員登録を承認しない事項に該当することが判明した場合
 - (6) クレジットカード会社が、会員のクレジットカードを決済カードとする承認を取り消した場合
 - (7) その他この規則に定める会員の退会事由に該当した場合
- 2 退会による会員の損害に対し、当社はその責めを負わない。また、当社が特に認めて退会を取り消した場合、退会を取り消すまでの間の会員の一切の不利益に対し、当社はその責めを負わない。
- 3 会員は、退会後であっても、退会前に発生したオートチャージサービス等にかかわる利用代金の支払いについてはこの規則が適用されることを了承する。
- 4 会員のP A S M Oが一体型P A S M Oで、当該P A S M Oにかかわる契約にオートチャージサービスの解約制限にかかわる定めがある場合には、第1項第2号に定めるオートチャージサービスの解約手続きをすることができない。
- 5 オートチャージサービスを解約した又は退会となった場合には、クイックチャージに関するサービスも退会となる。
- 6 クイックチャージに関するサービスだけを解約することはできない。

(交付できなかった新規設定P A S M Oの失効)

第11条 会員に交付できなかった新規設定P A S M Oは、会員登録の翌日を起算日として、1年間を経過した場合は失効する。

- 2 前項により失効した場合、記名P A S M Oの使用者はデポジットの返却を請求することはできない。

(オートチャージP A S M Oが無効となる場合)

第12条 オートチャージP A S M Oは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。この場合、デポジット及びP A S M Oに記録されている一切の金銭的価値及び乗車券等は返却しない。

- (1) 決済カードの名義人ではない者が、名義人と偽って会員登録したことが判明した場合
- (2) その他不正な手段で会員登録をしたことが判明した場合

第3章 オートチャージサービス等の提供

(オートチャージPASMOの使用方法及び制限事項)

第13条 新規設定PASMO（一体型PASMOを除く。）には、署名欄に当該PASMOに記録された会員の氏名を記載しなければならない。

- 2 設定情報追加を行う発売済PASMOは、第7条に定める設定情報追加の手続き完了後に、オートチャージPASMOとして取り扱う。
- 3 会員は、オートチャージPASMOの実行判定金額及び実行金額を、オートチャージ設定情報を変更できるPASMO鉄道事業者に申し出て、変更することができる。
- 4 会員退会後のオートチャージPASMOは、記名PASMOとして取り扱う。

(オートチャージサービス等の制限又は停止)

第14条 当社は以下の場合、オートチャージサービス等の取扱いを制限又は停止をすることがある。

- (1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステム異常等の不可抗力により、オートチャージサービス等の取扱いが困難であると当社が認めた場合
 - (2) コンピュータシステムの保守等やむを得ない事情により、当社がオートチャージサービス等の取扱いの中止を必要と判断した場合
- 2 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負わない。

(オートチャージ)

第15条 オートチャージPASMOは、次の各号の条件をすべて満たすときには、PASMO鉄道事業者が定める改札機において当該改札機による改札を受けて入場する際および入場処理がされているものの出場処理されていないPASMOにより改札を受けて出場する際に、オートチャージする。

- (1) オートチャージPASMOに記録されたオートチャージサービスの有効期限が期限内であるとき。
- (2) オートチャージPASMOのバリュー残額が会員の設定した実行判定金額以下であるとき。ただし、実行判定金額は1,000円から10,000円までの千円単位の金額とし、会員が特段の設定をしないうきは2,000円とする。

- (3) 当該オートチャージを行っても、当日のオートチャージ累計額（オートチャージとクイックチャージの累計額をいう。以下同じ。）が10,000円以下、かつ当月1日からのオートチャージ等累計額が50,000円以下であるとき。
- 2 オートチャージする金額は会員の設定した実行金額とし、この金額はオートチャージサービス等にかかわる利用代金として決済カードから収受する。ただし、実行金額は1回あたり1,000円から10,000円までの千円単位の金額とし、会員が特段の設定をしないときは1回あたり3,000円とする。
- 3 前各項にかかわらず、クレジットカード会社が会員の決済カードによる利用代金の決済を承認しない場合、又は提携先の都合により一体型PASMのクレジットカード機能が利用できない場合には、オートチャージできないことがある。なお、本項に基づく会員の不利益に対し、当社はその責めを負わない。
- 4 実行したオートチャージを取り消すことはできない。

（クイックチャージ）

第16条 オートチャージPASMは、次の各号の条件をすべて満たすときには、PASM取扱事業者が定める自動券売機等の機器においてクイックチャージする。

- (1) オートチャージPASMに記録されたオートチャージサービスの有効期限が期限内であるとき。
- (2) 当該クイックチャージを行っても、当日のオートチャージ累計額が10,000円以下、かつ当月1日からのオートチャージ累計額が50,000円以下であるとき。
- 2 クイックチャージを行う金額は、オートチャージサービスで設定している実行金額の定めによらず、PASM取扱事業者が定める自動券売機等で選択可能な金額から会員が任意に選択した金額（ただし、チャージ後のバリュー残額が20,000円を超えない範囲とする。）とし、この金額はオートチャージサービス等にかかわる利用代金として決済カードから収受する。
- 3 前各項にかかわらず、クレジットカード会社が会員の決済カードによる利用代金の決済を承認しない場合、又は提携先の都合により一体型PASMのクレジットカード機能が利用できない場合には、クイックチャージできないことがある。なお、本項に基づく会員の不利益に対し、当社はその責めを負わない。
- 4 実行したクイックチャージを取り消すことはできない。

第4章 オートチャージPASMOの効力・再発行

(新規設定PASMOの氏名の再表示)

第17条 新規設定PASMOの署名が不明又は不明瞭となったときは、当該記名PASMOは使用することができない。

- 2 前項の場合、使用者は、PASMO鉄道事業者に氏名等券面に表示すべき事項の再表示を請求しなければならない。

(誤署名による新規設定PASMOの書替え)

第18条 使用者が新規設定PASMO(一体型PASMOを除く。)の署名を誤記入した場合は、当該記名PASMOは使用することができない。

- 2 前項の場合、使用者は、PASMO鉄道事業者に氏名の書替え又は記名PASMOの交換を請求しなければならない。

(オートチャージサービス等の免責事項)

第19条 オートチャージPASMOを紛失した使用者が当該PASMOの紛失再発行の取扱いを行わなかった場合、及び紛失したオートチャージPASMOの再発行整理票発行日におけるオートチャージ、クイックチャージや払いもどし、バリューの使用等で生じた使用者の損害については、当社はその責めを負わない。その他本規則に基づく取扱いに関して生じる使用者の損害については、当社はその責めを負わない。

- 2 一体型PASMOにおける会員の退会による提携先のサービス機能にかかわる使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

第5章 オートチャージサービスの相互利用

(他社におけるオートチャージの取扱い)

第20条 前各条の規定にかかわらず、次の各号に定める事業者(以下「他社」という。)の改札機において、当社は第15条の各項に定めるオートチャージの取扱いを行う。

- (1) 埼玉新都市交通株式会社
- (2) 仙台空港鉄道株式会社
- (3) 東京モノレール株式会社
- (4) 東京臨海高速鉄道株式会社
- (5) 東日本旅客鉄道株式会社

- 2 他社においてオートチャージの取扱いを行う改札機は、当該他社が定める。